

1 2月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第60号

令和4年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について

美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について、下記のとおり定めたいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年12月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

令和4年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針

美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき実施する、事務事業の点検及び評価の実施に関する方針を以下のように定める。

1 点検・評価の目的について

教育委員会自らが定めた方針に従い、課題解決的な教育行政が執行されているかどうか、教育委員会自らが事務事業を点検・評価して報告書を作成する。作成した報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公表し、市民への説明責任を果たし、結果を事業に反映することで不断の改善を進め、効果的な教育行政を実現する。

2 評価事項について

教育委員会は、前年度の教育委員会の事務事業について、次に掲げる内容について点検評価を実施する。

- ① 教育委員会の活動状況（教育委員会会議の開催状況、学校訪問の状況等）
- ② 教育委員会の事務事業の実施状況（「美祢市教育振興基本計画 実施計画」に掲げる主な取組のうち主要事業の実施状況及び成果）
- ③ その他教育委員会が必要と認めた事務事業についての対応の状況

3 事務事業評価の基準について

担当課において、事務事業の重要度及び有効性について、第1次評価を行う。

教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するために、美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱（平成21年教育委員会告示第3号）第3条の規定による学識経験者（点検評価委員）の意見を活用し、最終評価を行う。

重要度に関する評価点

① 政策目標を実現する上での役割

評価点	内容
5	重要である
4	やや重要である
3	どちらでもない
2	あまり重要でない
1	重要でない

有効性に関する評価点

① 施策の実施による成果の度合い

② 施策の目標を達成できたか

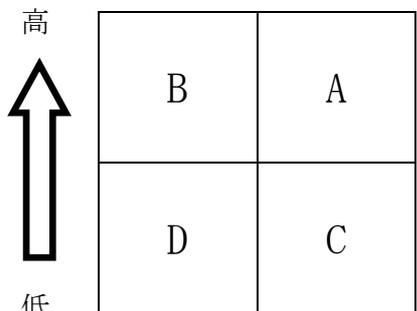
評価点	内容
5	有効である
4	やや有効である
3	どちらでもない
2	あまり有効でない
1	有効でない

評価点	内容
5	達成できた
4	ほぼ達成できた
3	どちらでもない
2	あまり達成できなかった
1	達成できなかった

第1次評価及び最終評価

評価区分	重要度①	有効性（成果の度合い①+達成度②）
A	4・5	7～10
B	4・5	6～ 2
C	3～1	7～10
D	3～1	6～ 2

重要度



区分	重要度	有効性	基本的な考え方
A	高	高	現状を維持しながら、効率的な事業執行が求められる事業
B	高	低	優先的に成果のある効果的な取組が求められる事業
C	低	高	費用対効果の高い取組が求められる事業
D	低	低	抜本的な事業の見直しが求められる事業

4 事業の方向・方針について

自らの評価の結果に基づき、事業実施にあたっての課題を明らかにする。課題解決に向けて今後の取組の方向性を示す。

今後の方向性	内容
事業拡大	事業を拡大する事業
現状維持	今までどおり実施する事業
期間を定めて見直し	近い将来見直しが必要な事業
運営手法等の見直し	運営主体の変更、実施時期の変更、実施対象の変更などの変更を行う事業
事業縮小	事業の縮小を行う事業
期間を定めて終了	事業の終了年度を定めて実施する事業
事業完了	事業を完了とする事業
事業廃止	事業の廃止を行う事業

5 結果の公表に関する事項

教育委員会は、評価事項を点検評価して報告書を作成し、この報告書を議会に提出し、また、ホームページで公表する。

議案第61号

美祢市学校林設置規程の廃止について

美祢市学校林設置規程（平成20年教育委員会訓令第11号）を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年12月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市学校林設置規程を廃止する訓令

美祢市学校林設置規程（平成20年教育委員会訓令第11号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第62号

令和5年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針について

令和5年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針を下記のとおり策定することについて教育委員会の承認を求める。

令和4年12月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和5年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針（別添のとおり）



令和5年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針

美祢市教育委員会

美祢市教育の基本理念である「ひとが育つ、ひとが輝く、教育の美祢」の実現のためには、地域連携と小中一貫教育に積極的に取り組むことによって地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図る必要がある。

このため、山口県学校教職員人事異動方針に基づき、県教育委員会や他市町教育委員会と密接な連携をとり、各学校の課題解決や活性化等に向け、組織力を強化し、教育力の向上を図るために、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、本市が推進する児童生徒主体の授業づくりや小中一貫教育、ICT教育の実現に向けて積極的に取り組むことができる人材を配置するとともに、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、7年を超える者については、原則として異動を行う。

また、職員定数や教科の関係上、同一校4年を超える者についても、異動の対象となることがある。

- 2 教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の課題解決や活性化となるように、広い視野に立って、地域内外及び規模の異なる学校間の交流を積極的に行う。

- 3 校長、教頭等の管理職の人事に当たっては、社会の変化に的確に対応できる者で、小中一貫教育やICT教育を推進し、家庭・地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に向けて積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。